



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：(環境局多摩環境事務所環境改善課)：一

公告

○開発行為に関する工事完了：……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)：二

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出：……………

…(下水道局)：二

○東京都指定排水設備工事事業者の指定：……………(同)：三

正誤

○平成三十年三月三十一日付東京都規則第八十号：……………三

○平成三十年十月一日付東京都規則第二百二十六号：……………四

告示

●東京都告示第千四百十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條

第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千二百八

十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、

同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定によ

り、次のとおり告示する。

平成三十年十月十一日

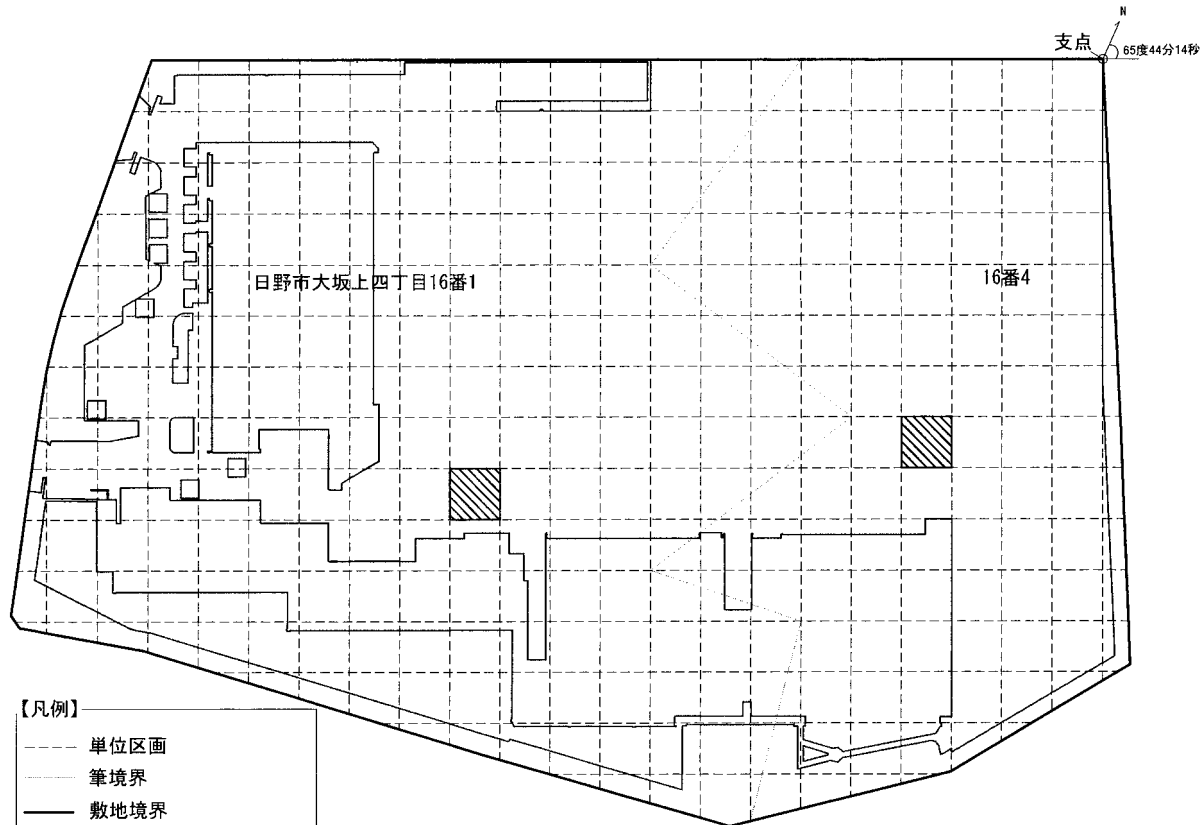
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(日野市大坂上四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ▨ 指定を解除する区域
 - 調査対象地

【支店】
支店は、日野市大坂上四丁目16番4の最北端とする。

【格子の回転角度（65度44分14秒）】
格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市戸倉二丁目十八番四、中央区銀座六丁目十七番一
同番五、十九番一から同番十号

二まで、二十番十二、同番二十三、同番二十四、同番二十六及び二十一番十七
株式会社
代表取締役 藤林 清隆

日野市大字石田二百八十二番
十六、同番二十一及び三百二番十二
日野市大字石田三百五番地の五
小林 洋次

日野市大字石田三百五番地の五
小林 良子

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成三十年十月十一日

東京都下水道局長 小山 哲 司

一 商号又は名称を変更した事業者		二 事業所の所在地を変更した事業者		三 代表者を変更した事業者	
受理年月日	指定番号	新商号又は名称	旧商号又は名称	事業所所在地	事業所所在地
平成三十年八月十五日	五三六三	株式会社 テクノ空	株式会社 テクノ空	立川市一番町四丁目六番地の三	立川市一番町四丁目六番地の三
同日	四二二九	有限会社 谷合設備工業	有限会社 谷合設備工業	谷合	谷合金次郎
同日	五三八一	東京ガスリビングライン株式会社	東京ガスリビングライン株式会社	野口	尚史 宮内 敏晴
同日	四一一九	マルキガス東京株式会社	マルキガス東京株式会社	滝島	徳久 滝島 克明
平成三十年八月十三日	二九七七	株式会社 日設	株式会社 日設	植草	常雄 山本 晃
同日	〇三八六	株式会社 西原衛生工業所	株式会社 西原衛生工業所	三村	浩一 森本 正岳
同日	四〇七五	有限会社 アイケイ設備	有限会社 アイケイ設備	栗原	徳良 栗原 和栄
同日	四九六三	興栄工業株式会社	興栄工業株式会社	港区高輪三丁目二十三番十四号	大田区上池台一丁目七番十六号
同日	三四六三	沼館工業所	沼館工業所	大田区田園調布本町四十一番四号	大田区多摩川一丁目十八番五一六〇一號
同日	二二二九	ユタカ設備工業株式会社	ユタカ設備工業株式会社	豊島区要町三丁目三十一番一号	豊島区要町二丁目三十一番六号
同日	二二四一	小松建設株式会社	小松建設株式会社	練馬区富士見台二丁目二十九番八号	練馬区富士見台二丁目二十九番八号
同日	四四六五	株式会社 大神東京東支店	株式会社 大神東京東支店	大田区北千束二丁目十九番五号	大田区北千束二丁目十九番五号
同日	二七九〇	株式会社 タカボリ設備	株式会社 タカボリ設備	港区芝四丁目五番十六号	港区芝四丁目五番十六号

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成三十年八月十三日	二九七七	株式会社 日設	植草 常雄	山本 晃
同日	四一一九	マルキガス東京株式会社	滝島 徳久	滝島 克明
同日	五三八一	東京ガスリビングライン株式会社	野口 尚史	宮内 敏晴
同日	四二二九	有限会社 谷合設備工業	谷合 浩樹	谷合金次郎
同日	二〇一七	武蔵野工業株式会社	滝澤 英美	佐藤 眞吉

東京都指定排水設備工事事業者の指定について
 東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

平成三十年十月十一日

指定年月日	指定した事業者	指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
平成三十年九月五日	東京都市水道局長 小山 哲 司	五五三六	株式会社 ユーズフアクトリ	南 祐介	東久留米市前沢三丁目十一番三十号
		五五三七	オレンジ設備	高麗 裕美	八王子市川口町千六十六番地二
		五五三八	株式会社 国東総業	木村 智晴	西東京市西原町五丁目五番十二号 セジュールひばり二〇三号
		五五三九	佐藤エンジンゲ	佐藤 大介	品川区八潮五丁目一番四号 八潮五丁目アパート四号棟五二二号
		五五四〇	株式会社 昭興	佐藤 力也	江戸川区松江七丁目十九番二号
		五五四一	株式会社 東京ビル設備メンテナンス	畑田 佳代	中野区弥生町五丁目十一番六号 テーラーロッヂMBF

正 誤

○平成三十年三月三十一日付東京都規則第八十号

○平成三十年十月一日付東京都規則第二百二十六号

ページ	増刊
一段	42
行	七
誤	上
正	九
	通知の旨
	通告の旨

ページ	増刊
一段	86
行	二
誤	上
正	一六
	平成三十年
	以下、
	二〇
	二九
	際、
	平成三十一年
	以下、
	際、

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

